

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	伊藤忠エネクス株式会社		コード	8133
提出日	2017/5/30	異動（予定）日	2017/6/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	新保 誠一	社外取締役	○														○		有
2	佐伯 一郎	社外取締役	○														○		有
3	杜塚 裕二	社外監査役	○														○		有
4	小島 久昌	社外監査役				△						△	△					訂正・変更	
5	徳田 省三	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当項目なし	東京海上日動火災保険(株)において、同社経営企画部部長、自動車営業第三部長、常務執行役員を務め、金融や自動車関連事業に関する豊富な業務経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に対し客観的な視点から適切な助言を行っていることから、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
2	該当項目なし	弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に加えて、(株)日本債券信用銀行（現：(株)あおぞら銀行）において培った金融や財務についての深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
3	該当項目なし	(株)日本不動産銀行（現：(株)あおぞら銀行）において培った金融や財務についての深い見識に加え、長年の他社での監査役経験を有していることから、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
4	社外監査役の小島久昌氏は、当社親会社の出身ですが、過去3年間親会社及び兄弟会社の業務執行者であったことはありません。親会社である伊藤忠商事(株)とは、同社商品の購入及び当社商品の販売等の取引があります。	過去直接経営に関与したことはありませんが、伊藤忠商事(株)とその関連会社において培った長年の豊富な経験と高度な見識により、経営の監視や適切な助言と頂けるものとして選任しております。（独立役員には指定していません）。
5	該当項目なし	公認会計士としての専門的知見と企業会計に関する豊富な経験に加えて、監査法人において培った深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断したため、社外監査役候補者となりました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

<p>社外役員の独立性に関する判断基準（ご参考）</p> <p>社外役員の独立性に関する判断基準について、当社は、(株)東京証券取引所など国内の金融証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下（1）～（5）の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断しております。</p> <p>（1）現在又は過去10年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者※（社外監査役については業務執行を行わない取締役を含む）であったことがないこと。</p> <p>（2）現在又は過去3年間に於いて、当社の親会社の役員若しくは業務執行者又は兄弟会社の業務執行者であったことがないこと。</p> <p>（3）現在又は過去3年間に於いて、当社の株式を直接又は間接に10%以上保有している大株主若しくはその業務執行者であったことがないこと。</p> <p>（4）直近決算期又は直近決算期に先行する3決算期のいずれかにおいて、当社との取引高（売上高又は仕入高）が対象となる決算期の直近決算期の取引高の2%を超える大口の取引先 若しくはその業務執行者であったことがないこと。</p> <p>（5）過去3年以内に、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬支給を受けたコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家（当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体に所属する者を含む）でないこと。</p> <p>※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他使用人等をいう。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。